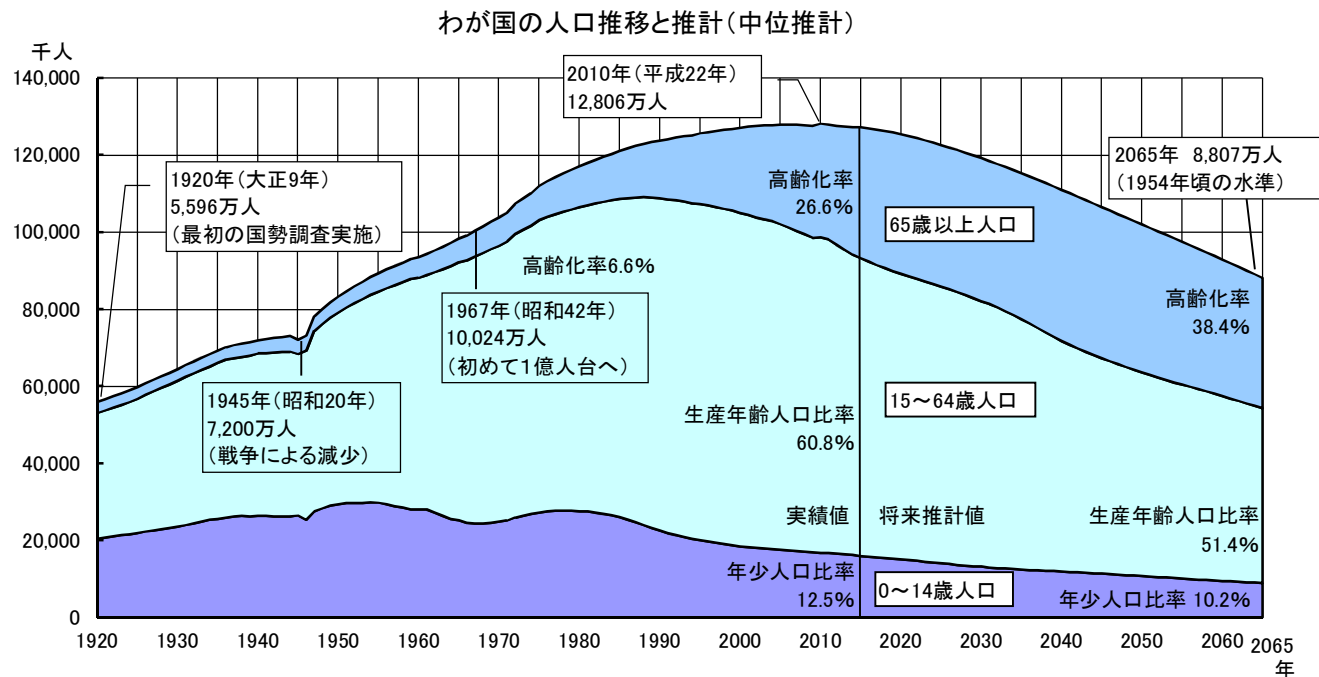


## 時代環境の変化

### (1) 人口減少・少子高齢化の急速な進行

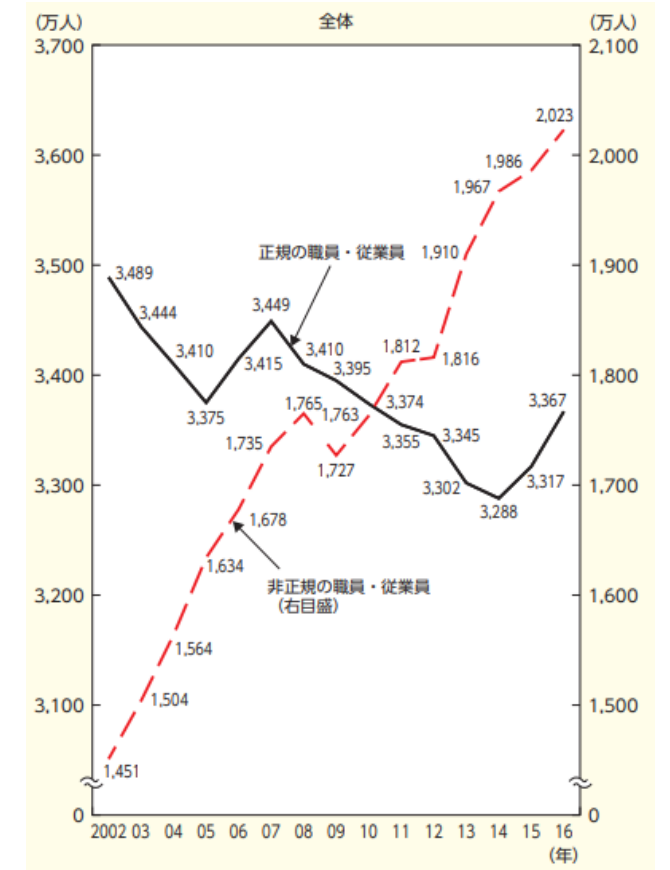
- ◇ わが国の総人口は長期の人口減少過程に入っています。令和 35 (2053) 年には 1 億人を、令和 47 (2065) 年には 9,000 万人を割ると推計されています。
- ◇ 出生数については第 1 次ベビーブームでは 270 万人の出生数でしたが、ここ 3 年間の出生数は 100 万人を割る推移となっています。
- ◇ 高齢化はさらに進み、令和 18 (2036) 年には 3 人に 1 人が高齢者になると想定されています。令和 24 (2042) 年に 3,935 万人でピークを迎え、その後減少するものと推計されています。
- ◇ 少子高齢化を伴う人口減少は、労働力人口の減少をもたらし、生産と消費といった経済面の影響はもとより、地域コミュニティ機能の弱体化、年金・医療・介護などの社会保障制度の不安定化、税財源の減少による公共サービスの縮小など生活全般に大きく影響を及ぼしつつあります。また、人口急減の進む地方の活力の低下を招きつつあるなど、社会経済に様々な影響をもたらしつつあります。
- ◇ 一方で人口減少は、一人ひとりの存在感が増し、年令や性別などの属性に関わらず能力の発揮や自己実現の機会の増加、コンパクトシティの形成を通じた暮らしの質向上などへの好機ととらえることができます。
- ◇ こうした人口減少に歯止めをかけるべく、国では子育ての経済的支援などさまざまな施策を講じ、平成 26 (2014) 年 11 月には「まち・ひと・しごと創生法」を定め、東京一極集中を是正し、急速に進む人口減少を克服すべく、創生総合戦略に取り組んでいます。しかしながら、地方創生が第 2 期の段階へ入りつつある中で、依然として東京一極集中という高い壁は立ちだかっただけであり、人口減少の克服はむずかしい状況にあります。



資料：2015年までは総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」  
 2016年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)推計  
 注：1941～1943年は1940年と44年を中間補完、1946～71年は沖縄県を含まない。

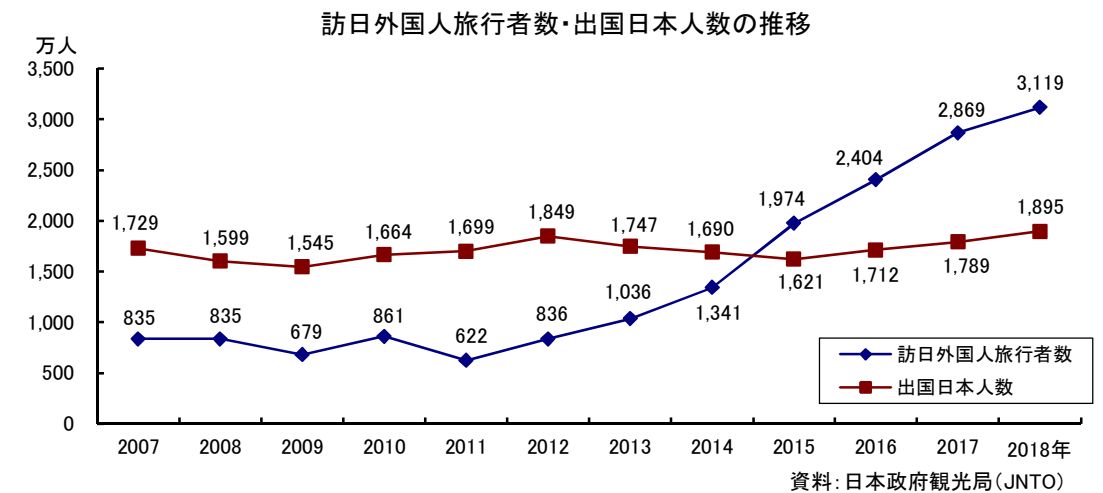
### (2) 社会経済のグローバル化の進展

- ◇ 社会経済のグローバル化に伴い、各国の経済はますます国際的な結びつきを強めており、世界規模での競争の激化が進んでいます。
- ◇ わが国でも生産拠点の海外移転が進む中で、産業構造は大きく変わり、従来の工業中心の産業社会から金融・サービス業中心の消費社会への転換が進みつつあります。すでに、製造業のように大量の雇用を生み出すような産業構造ではなく、今日、すでに就労者の約 4 割が非正規雇用だと言われます。雇用不安や雇用のミスマッチが目立ちます。
- ◇ グローバル化の進展により、わが国を訪れる外国人は増加を続け、年間の訪日外国人旅行者は平成 30 (2018) 年には 3,000 万人を超え、インバウンド観光は、近年急速に拡大しています。
- ◇ この要因としては、アジアなど新興国の経済成長による海外旅行者数の増加、富士山や和食などの文化遺産登録による国際的な注目、ビザ緩和や空港発着枠拡大、LCC(格安航空会社)の新規就航による要因などが考えられます。
- ◇ 令和元(2019)年のラグビーワールドカップ、翌 2020 年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、日本への注目度が高まっています。こうした追い風の中、わが国では、外国人旅行者の受入れ環境の整備や積極的な情報発信に取り組んでいます。



※インバウンド観光

インバウンド (inbound) とは「入ってくる、内向きの」の意味で、海外から日本にくる外国人旅行者のこと。



### (3) 人生 100 年時代と「一億総活躍プラン」

- ◇ 国においては、人生 100 年時代を見据え、超高齢社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜いていくか、人材への投資をどのように行うか、人づくり革命の根底になる経済社会システムのあり方を検討しています。
- ◇ 平成 30 年（2018 年）6 月には「人づくり革命基本構想」の内容が決められ、2019 年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が始められ、2020 年 4 月からは低所得者を対象に、大学の無償化が実施されます。また、大学改革では、国公私立の枠を超えた再編の仕組みの検討や、社会人の学び直しとしてのリカレント教育への支援策を打ち出しています。  
また、新卒一括採用だけでなく企業の人材採用の多元化、多様な形の高齢者雇用も掲げられています。
- ◇ 今後の超高齢社会に向け、住まい、医療、介護、予防及び生活支援が要介護者等に包括的かつ継続的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムといった考え方や、「ニッポン一億総活躍プラン」の中でも、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指しています。
- ◇ 人生 100 年時代の到来は、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるまちを目指す中、住民一人ひとりに、今後の人生設計を再検討することを求めています。地域のあらゆる住民が役割意識を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、地域の公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みづくりがこれからの課題となっています。

### (4) 働き方改革と女性活躍推進

- ◇ 国は、平成 29 年（2017 年）3 月に「働き方改革実行計画」をまとめています。計画では、働く人の視点に立って労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を含めて変えることを目指し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るようにすることを基本的な考え方としています。  
具体的には、同一労働同一賃金の確保や時間外労働の上限規制、テレワークの導入支援、兼業の推進など 19 項目の対応策を盛り込んでいます。

#### 【日本の労働制度と働き方にある課題】

正規、非正規の不合理な処遇の差	=	正当な処遇がなされていないという気持ちを「非正規」労働者に起こさせ、頑張ろうという意欲をなくす。
世の中から「非正規」という言葉を一掃していく	→	正規と非正規の理由なき格差を埋めていけば、自分の能力を評価されている納得感が醸成。納得感は労働者が働くモチベーションを誘因するインセンティブとして重要である。それによって労働生産性が向上していく。
長時間労働	=	健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因である。
長時間労働を自慢するかのよう風潮が蔓延・常識化している現状を変えていく	→	長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく。経営者は、どのように働いてもらうかに関心を高め、単位時間（マンパワー）当たりの労働生産性向上につながる。
単線型の日本のキャリアパス	=	ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。
単線型の日本のキャリアパスを変えていく	→	転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立すれば、自分に合った働き方を選択して自らキャリアを設計可能に。付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上にも寄与。

資料：働き方改革実現会議 働き方改革実行計画(概要)

- ◇ わが国では少子高齢化による労働力不足が問題視される一方、制度が未整備、あるいは画一的なために十分に活躍できていない人材が少なくありません。  
国は「一億総活躍社会」に向けた働き方改革に本腰を入れ、長時間労働の是正、公正な処遇の確保、柔軟な働き方をしやすい環境整備などの実現を目指し、平成 30 年（2018 年）7 月に働き方改革関連法が成立しています。
- ◇ 働き方改革では、テレワークや副業・兼業の推進などが課題とされていますが、既にネットを使った副業・兼業の幅は広がりつつあります。こうした収入源の多様化は、自前のセーフティネットになり、自分の能力を磨いたり、新たな才能に気づいたりするのに役立つことにもなります。

- ◇ 働き方改革は、今後の働き方をバックアップするものですが、個人が主役である色合いがますます強まり、終身雇用よりやりがいのあるライフワークに関心を寄せる人が多くなっています。
- ◇ 平成 27 年（2015 年）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）」を施行、成長戦略の中核に「女性が輝く社会の実現」を位置づけ、女性の職業生活における活躍推進のための、新たな法的枠組みが構築されています。
- ◇ 女性活躍推進に向けて、令和 2 年（2020 年）までに女性管理職の割合を 30%に引き上げることを目標に、労働時間改革、税制や社会保険の改革、仕事と家庭の両立支援などの取組みが行われています。
- ◇ 「女性活躍推進法」は、日本経済再興を担う経済成長政策の一環に基づくものですが、それは労働力人口としてだけでなく、「女性の力」の発揮によって、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらし、多様な価値観によって付加価値の高い新たなサービス・製品を創出（しごとの創生）する等、社会の活力を維持・向上させる役割を担うことを期待しています。

## （５）情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展

- ◇ 情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展に伴い、人、情報、モノ、資本等のあらゆるものが瞬時に結びつき、相互に影響を与え合う時代が始まっています。
- ◇ 利用が広がるインターネットは、情報の収集、自らの情報発信など、人々に新たなコミュニケーションの場や機会をもたらしています。そして経済・社会の様々な活動を支えるインフラともなっています。
- ◇ ICTを活用したネットワーク化は、企業活動における新たな価値の創出と効率化、コミュニケーションの拡大に寄与するとともに、公共サービスの提供システムの高度化など、人と人とのつながり方も含め、国民生活に大きな影響を与えています。  
また、個人の行動・状態等に関する情報を含むいわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、これらのデータをビジネス資源として有効に活用することで新産業の創出が期待されています。
- ◇ ICTの発展は、人と人とのコミュニケーションに加え、モノをつなぐIoT（Internet of Things）を登場させ、人工知能（AI）や新たな第5世代移動通信システム（5G）との連動により、さらなる発展を遂げようとしています。ロボットや人工知能（AI）が産業や身近な商品・サービスなど生活の様々な場面に使われ、生産性の向上や人手不足の解消が期待されています。

## （６）地球環境問題と再生可能エネルギー

- ◇ 温室効果ガスの大量排出による地球温暖化の進行により、異常気象等の自然災害や生態系への影響などが深刻化しており、温室効果ガスの排出抑制は喫緊の課題となっています。
- ◇ 地球温暖化対策※については、平成 28 年（2016 年）に、2020 年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定が締結され、わが国においては温室効果ガス排出量を 2030 年度に平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減するとの中期目標を掲げています。  
また、平成 28 年（2016 年）5 月に閣議決定した地球温暖化対策計画では、長期的な目標として 2050 年度までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。
- ◇ 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被害は、エネルギーのあり方について根本的な問題を提起し、従来の一極集中型から小型分散型のエネルギー体系への転換、制度の見直しが進みつつあります。  
平成 24 年（2012 年）からスタートした固定価格買取制度は、再生可能エネルギーへの本格的な取組を促し、地域においてはエネルギーの地産地消により経済と雇用創出につながる事業展開がみられます。
- ◇ 国は資源が循環する「地域経済共生圏」の創造を目指しています。地域が持続可能であるためには、経済社会活動によって地域資源が損なわれないようにしなければなりません。家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等の資源を循環させ、新たなビジネスや地域活性化に結びつく取組みが期待されています。

※地球温暖化対策：国際協力の新たな枠組である「パリ協定」が採択され、温暖化ガスの二大排出国である中国と米国を含む 196 ヶ国・地域がそれぞれの能力に応じて温暖化ガス排出削減に取り組むこととされた。

## （７）安全な暮らしの確保

- ◇ 今後 30 年以内の発生確率が 70%と予想される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震や大規模火山噴火、近年の激甚化する風水害や土砂災害など、大規模自然災害への対応が大きな課題となっています。特に、雨の降り方は局地化、集中化しており、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が高まっています。
- ◇ 住民一人ひとりが防災対策を「自分ごと」として捉えることで自主的に災害に備えるとともに、地域、企業、学校、ボランティアなどがお互いに助け合う相互のつながりやネットワークを構築することが求められています。
- ◇ 農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、事前災害に対する脆弱性が高まりつつあります。  
安心して暮らせる国土の形成を目指して、自然との共生、快適な水辺環境づくりといった視点も取り入れながら、自然災害の防止に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 高度成長期以降に集中整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、平成 25 年（2013 年）には国土強靱化基本法が公布・施行され、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していくことが求められています。

## (8) 住み慣れた地域での安心した暮らしの実現

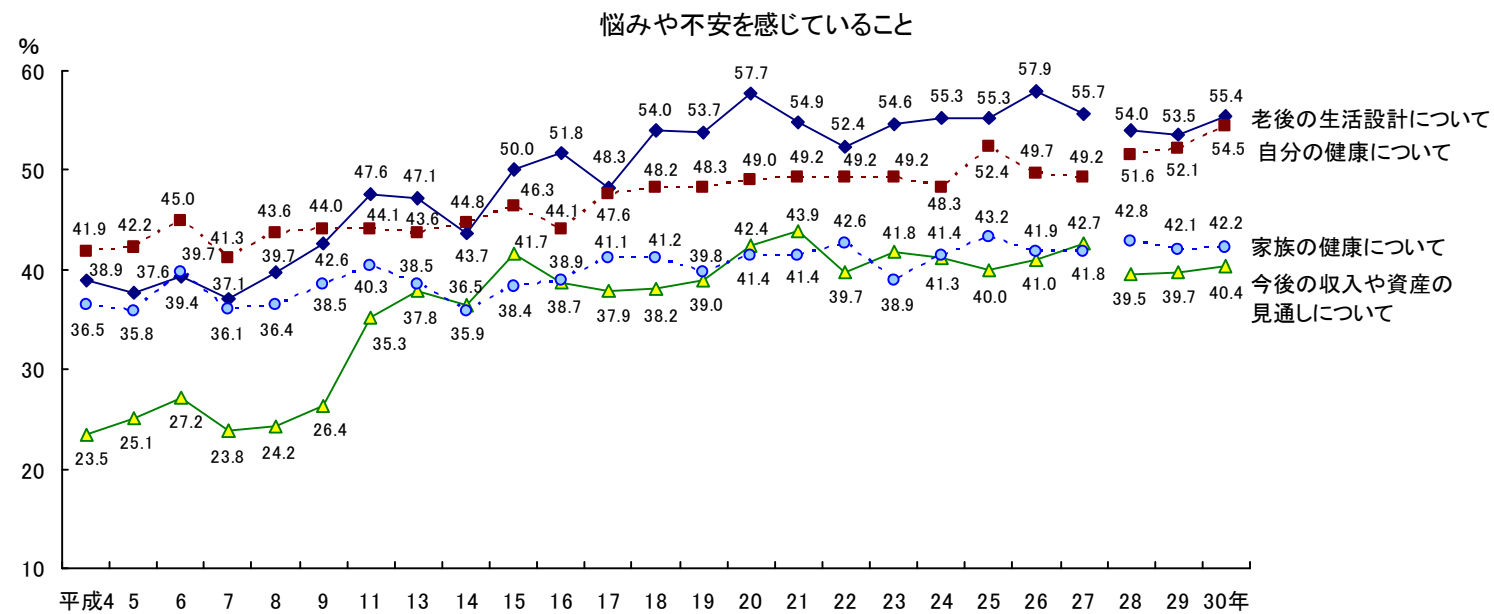
◇ 高齢化が進む中、2025年までに「団塊の世代」が全て75才以上となる超高齢社会を迎えます。加えて、2040年に65才以上の男性の独居率は20.8%、女性の独居率は24.5%に上昇すると推計されています。

◇ 住み慣れた地域で生活し続けることができるような医療・介護の実現が求められています。平成26年(2014年)に成立した「医療介護総合確保推進法」のもと一連の医療・介護サービスの一体的、総合的な確保に向けた改革が進められています。

その方向性は、「医療から介護」「病院・施設から地域・在宅へ」という流れであり、地域の特性に則った住まい、医療、介護、予防及び生活支援が要介護者等に包括的に提供するための地域包括ケアシステムが求められます。

◇ 社会経済状況が急激に変化する中で、雇用環境が不安定となり、時代の先行きの不透明感も加わり、所得格差の拡大や生活をめぐる様々な不安の高まりがみられます。また、地域コミュニティの弱体化による人間関係の希薄化が懸念されています。

災害時には、行政の活動だけではきめ細かな支援が行き届かないことが改めて認識され、「共助」による地域防災の取組み等、住民自らが活動の担い手として参画する必要性がますます高まっています。また、深刻化する空き家問題に関しても共助による取組みが重要となります。



注:平成27年調査までは20歳以上の者を対象として実施。平成28年調査から18歳以上の者を対象として実施。

資料:平成29年度国民生活に関する世論調査